

合併等前二年以内適格合併等が行われていた場合の
特定資産譲渡等損失額の計算に関する明細書

（法第72条の2第1項
第1号
第3号に掲げる事業）

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

第六号様式別表十三（第五条関係）

対象法人の別		被合併法人等（名称：			
--------	--	------------	--	--	--

第6号様式別表13記載要領

- 1 この明細書は、法人が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合又は地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第9号の2に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合に記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。
- 2 「法第72条の2第1項 第1号・第3号 に掲げる事業」については、事業区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る特定資産譲渡等損失額となる金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。